

オンライン利用率引上げの基本計画（令和2年12月4日）

省庁名	金融庁
対象事業名	役員又は主要株主の売買報告書の提出

1. 対象手続一覧

手続 ID (行政手続の棚卸結果)	所管部署名	手続名	手続の種類 (主体⇒受け手)	総手続件数 (令和元年度)	オンライン利用率(令和元年度)	オンライン利用率目標※	取組期間 (達成期限) ※
4161	企画市場局市場課	役員又は主要株主の売買報告書の提出	国民、事業者⇒国	21,224 件	0%	50%	令和4年12月
-	企画市場局市場課	役員又は主要株主への利益関係書類の写しの送付	国⇒国民、事業者	26 件	0%	-	-
-	企画市場局市場課	売買等を行っていない旨の申立て	国民、事業者⇒国	0 件	0%	-	-
-	企画市場局市場課	上場会社等への利益関係書類の写しの送付	国⇒国民、事業者	18 件	0%	-	-
-	企画市場局市場課	利益関係書類の写しの公衆縦覧	国	6 件	0%	-	-

※オンライン利用率目標の設定は主要手続のみとする

## 2. 対象事業の概要

上場会社等(A)の役員又は主要株主(B)は、自己の計算において特定有価証券等の買い付け等または売付け等をした場合には、その売買に関する報告書(売買報告書)を内閣総理大臣に提出するとされており、その具体的な提出先は、受理権限を委任された各財務局(長)である。Bが当該売買等を金融商品取引業者等に委託していた場合、当該金融商品取引業者等を経由し提出する【役員又は主要株主の売買報告書の提出】。

なお、金融商品取引業者等を経由する場合にあっては、金融商品取引業者等が、売買報告書のうち、記名押印部分以外を様式に記載した書面を作成・取引者(顧客)に郵送し、取引者自身が書面に記名押印・当該金融商品取引業者等に返送し、これを各財務局に郵送にて提出するという業務フローが一般的である。

権限の委任を受けた関東財務局長は、Bから提出された売買報告書の記載に基づき、短期売買利益を得ていると認める場合において、「利益関係書類」(売買報告書のうち当該利益に係る部分)の写しをBに送付する【役員又は主要株主への利益関係書類の写しの送付】。

(i) Bが利益関係書類の写しに記載されている売買を行っていないと認める場合

Bは利益関係書類の写しの受領後20日以内に、当該書類に記載されている売買を行っていない旨を関東財務局長へ申立てする【売買等を行っていない旨の申立て】。これを受け、当該申立てに係る部分については、売買報告書に記載(売買)がなかったものとみなす。

(ii) (i)の申立てが行われなかった場合

Bが利益関係書類の写しを受領した日から20日以内にAへの当該利益の提供がなかった場合、関東財務局長は利益関係書類の写しをAへ送付する【上場会社等への利益関係書類の写しの送付】。さらに、Aへ写しを送付した日より起算して30日以内にBからAへの当該利益の提供がなかった場合、利益関係書類の写しを公衆縦覧に供する【利益関係書類の写しの公衆縦覧】。

### 3. 対象事業のオンライン化の状況

#### <現在の状況>

- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び関連法令に基づき、【役員又は主要株主の売買報告書の提出】についてはオンラインによる提出が可能（※押印は、電子署名等によって代えることができる。）。
- 提出システム（e-Gov等）には未対応。

#### <オンライン化までの今後の対応>

- 売買報告書の様式の押印規定を廃止する内閣府令改正案について、パブリック・コメントを実施（～令和2年11月26日）。公布・施行を予定（～令和2年12月）。
- 売買報告書の提出について、令和2年度中にシステムの整備を行い、令和3年度中に運用を開始する。

#### 4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

手続名	役員又は主要株主の売買報告書の提出
各手続の概要	<p><b>【概要】</b> 「2. 対象事業の概要」参照。</p>
	<p><b>【年間手続件数（令和元年度）、オンライン利用率（令和元年度を含む過去5年間）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間手続件数：21,224件（令和元年度）</li> <li>・オンライン利用率：0%（平成27年度～令和元年度）※オンライン未対応</li> </ul>
オンライン利用率目標・取組期間と設定の考え方 (主要な手続について目標設定)	<p><b>【目標】</b> オンライン利用率 50% オンライン利用率＝システム申請件数/全申請件数 ※届出件数ベース</p>
	<p><b>【取組期間（達成期限）】</b> 令和4年12月まで</p>
	<p><b>【目標・期間設定の考え方】</b> 現状、当手続についてはシステム対応しておらず、オンライン率は0%となっている。当局側のシステム対応によって、一定程度のオンライン率の増加は見込まれるものの、システム利用者（届出者）の利便性等についてはシステム対応開始まで確認の機会が限られており、また、システム対応直後においては利便性改善要望も多くは見込めないため、システム対応の翌年末（令和4年12月）を目途として、50%まで引き上げることを目標とすることとする。</p>

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン①	課題	当手続についてはシステム対応を踏まえ、システム利用者（届出者）に ID・PW を取得していただく必要がある。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和4年3月までに、ID・PW の取得率を 50%まで引き上げる。
		【KPI の定義】 ID・PW の取得率=ID・PW を取得している者による申請件数の合計/申請件数の合計 ※届出件数ベース
	アクション プラン a	【取組内容】 金融庁ウェブサイト等にて周知を行う。
		【取組期限（期間）】 令和4年3月
	アクション プラン b	【取組内容】 業界団体を通じて金商業者等に周知を行う。
		【取組期限（期間）】 令和4年3月まで複数回実施
	アクション プラン c	【取組内容】 ID・PW を取得していない金商業者等に対して、阻害要因のヒアリングを行う。
		【取組期限（期間）】 令和4年3月まで複数回実施
	オンライン 利用率を引	課題

上げる上 の課題と 課題解決 のためのア クシヨンプ ラン②	中間 KPI	<b>【目標】</b> 令和4年9月までに、押印を不要とする業務フローの整備率を50%まで引き上げる。
		<b>【KPI の定義】</b> 業務フローの整備率＝業務フロー（社内規程等）を整備した金商業者等の前年度申請件数の合計/前年度の申請件数の合計 ※届出件数ベース
	アクション プラン a	<b>【取組内容】</b> 業界団体を通じて金商業者等に周知を行う。
		<b>【取組期限（期間）】</b> 令和4年9月まで複数回実施
	アクション プラン b	<b>【取組内容】</b> 業務フローの整備が行われていない金商業者等に対して、阻害要因のヒアリングを行う。
		<b>【取組期限（期間）】</b> 令和4年9月まで複数回実施
オンライン 利用率を引 き上げる上 の課題と 課題解決 のためのア クシヨンプ ラン③	課題	エクセルファイルで公表している届出様式が普及していない。
	中間 KPI	<b>【目標】</b> 令和4年3月までに、様式普及率を50%まで引き上げる。
		<b>【KPI の定義】</b> 様式普及率＝オンラインによる申請件数のうちエクセルファイルでの申請件数/オンラインによる申請件数 ※届出件数ベース
	アクション プラン a	<b>【取組内容】</b> 金融庁ウェブサイト等にて周知を行う。

		【取組期限（期間）】 令和4年3月
	アクション プラン b	【取組内容】 業界団体を通じて金商業者等に周知を行う。
		【取組期限（期間）】 令和4年3月まで複数回実施
	アクション プラン c	【取組内容】 様式を使用しない金商業者等に対して、阻害要因のヒアリングを行う。
		【取組期限（期間）】 令和4年3月まで複数回実施

## 5. スコアカードの作成と公表方法

四半期ごとに更新し、金融庁ウェブサイトにて公表する。

## 6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期

年に1回、スコアカード等の取組の進捗状況を示す資料を日本証券業協会に提示し、取組の妥当性・進捗度合等について、チェックを受ける。当該チェックの概要等については、日本証券業協会に提示した資料を含め、金融庁ウェブサイトにて公表する。

## 7. 基本計画の見直し

- ・取組の進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。
- ・第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。



オンライン利用率引上げの基本計画（令和2年12月4日）

省庁名	金融庁
対象事業名	少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出

1. 対象手続一覧

手続 ID (行政手続の棚卸結果)	所管部署名	手続名	手続の種類 (主体⇒受け手)	総手続件数 (令和元年度)	オンライン利用率(令和元年度)	オンライン利用率目標※	取組期間 (達成期限) ※
3612	監督局保険課	少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出	事業者⇒国	14,301 件	1.8%	40%	令和4年3月

※オンライン利用率目標の設定は主要手続のみとする

## 2. 対象事業の概要

少額短期保険募集人は、その役員又は使用人に保険募集を行わせようとするときは、保険業法第 302 条に基づき、その者の氏名及び生年月日を、所属する少額短期保険業者から各財務局・財務事務所等に届け出る。また、届け出た事項について変更を生じたとき、又は届出に係る役員若しくは使用人が保険募集を行わないこととなったとき、若しくはこれらの者が死亡したときも、同様に届け出る。

## 3. 対象事業のオンライン化の状況

- ・ e-Gov での届出を通じて、オンラインで完結が可能だが、電子証明書の取得が必要。

#### 4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

手続名	少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出
各手続の概要	<p><b>【概要】</b></p> <p>「2. 対象事業の概要」参照。</p>
	<p><b>【年間手続件数（令和元年度）、 オンライン利用率（令和元年度を含む過去5年間）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間手続件数：14,301件（令和元年度）</li> <li>・オンライン利用率 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度：1.8%</li> <li>平成30年度：1.9%</li> <li>平成29年度：1.6%</li> <li>平成28年度：2.0%</li> <li>平成27年度：2.1%</li> </ul> </li> </ul>
オンライン利用率目標・取組期間と設定の考え方 (主要な手続について目標設定)	<p><b>【目標】</b></p> <p>オンライン利用率 40%</p> <p>オンライン利用率 = (オンライン申請件数) / 全申請件数</p>
	<p><b>【取組期間（達成期限）】</b></p> <p>令和4年3月まで</p>
	<p><b>【目標・期間設定の考え方】</b></p> <p>現状、オンライン申請が可能であるものの、オンライン率は1.8%となっている。利便性を向上させたオンライン申請システムを令和2年度中に更改し、令和3年度の可能な限り早期に運用を開始することにより、一定程度オンライン利用率の上昇が見込まれるが、事業者への周知・浸透期間を考慮し、令和3年度末までにオンライン利用率を40%まで引き上げることを目標とする。</p>

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン①	課題	オンライン届出にあたり、電子証明書の取得が必要であるため、その取得プロセス・費用が発生している。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和3年度早期に、届出プロセスを簡素化する。
		【KPI の定義】 簡素化＝電子証明書の取得を必須としない届出プロセスの導入。
	アクション プラン a	【取組内容】 オンライン申請の際には、ID・PW 方式で本人確認を行うよう、システム更改を行う（必要に応じて、ID・PW 方式に加え、電子証明書の利用が可能）。
【取組期限（期間）】 令和4年3月		
オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン②	課題	オンライン申請について知らない・利用方法がわからない。
	中間 KPI	【目標】 事業者向けアンケートにおいて、回答者の理解度 80%
		【KPI の定義】 理解度＝申請システムの利用方法について「理解している」と回答した事業者の割合
	アクション プラン a	【取組内容】 オンライン申請システム更改の概要・利用方法等に関する事業者向け説明会の開催
		【取組期限（期間）】 令和3年4月～令和4年3月
	アクション プラン b	【取組内容】 事業者団体とも協力し、オンライン申請システムの更改について事業者向けの周知を行う
【取組期限（期間）】 令和3年4月～令和4年3月		

## 5. スコアカードの作成と公表方法

四半期ごとに更新し、金融庁ウェブサイトにて公表する。

## 6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期

年に1回、スコアカード等の取組の進捗状況を示す資料を、利用者から構成される事業者団体である日本少額短期保険協会に提示し、取組の妥当性・進捗度合等について、チェックを受ける。当該チェックの概要等については、日本少額短期保険協会に提示した資料を含め、金融庁ウェブサイトにて公表する。

## 7. 基本計画の見直し

- ・取組の進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。
- ・第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。